

ハンナ・アーレントの政治哲学(8)

——戦争と性暴力——

ジェンダーの視点から歴史的責任を問い直す(下)

志水紀代子

The Political Philosophy of Hanna Arendt(8)

War and Sexual Violence :

Rethinking the Historical War Responsibility

from the Prospective of Gender.(II)

Kiyoko SHIMIZU

Abstract

It is often said that 'since the attack on the World Trade Center the world has changed'. The attack has also been seen as a hitherto unprecedented kind of war, not of nation versus nation, but as a new 21 st century form of war. Yet is not what we have seen since the opening of America's operations in Afghanistan on 8 th October something that intimates of an even profounder blow to us all. I refer to the indifference and lack of understanding that has been displayed regarding the plight of the Afghanistan refugees teetering on the brink of disaster, forgotten by the world's media.

Despite the fact that the situation in Afghanistan was steadily worsening, people's awareness of what was occurring remained vague. Yet here I ask, is it not the case that the globalization of that negative inheritance of the 19 th century, colonialism and imperialism, has been exposed by the terrorist attack? And we, for whom time had to wait until someone chose such means to force us to look back at what has happened, we, whether we like it or not, must carry a portion of the responsibility for this globalization.

While never forgetting of the pain and loss of those 6,000 people who lost their lives in the terrorist attack, we must also reach out to those suffering in other parts of the world who do not appear in the news. We do something for those who have lost their lives to terrorism or whose lives continue to be threatened daily by terrorism.

In my opinion the terrorist attack of 11 th September cannot be considered to be completely unrelated to the World Conference Against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance, sponsored by the United Nations and held in Durban in the Republic of South Africa, the country which conquered Apartheid, between 31 st August and 8 th September. In this conference racial discrimination, slavery and colonialism were raised as subjects for debate as the negative inheritance of the modern age for the first time. Every problem of discrimination worldwide was brought up and the conference became bogged down. Differences in opinions regarding the final contents of a joint proclamation could not be resolved and the date for ending the conference, 7 th September, was extended by a day, by which time a general agreement was reached. Discussions continued without rest day after day but of course the focus of the debate was the Middle East problem and the problem of compensation for the past. Israel responded vigorously against the proposal of the Arab countries that 'Zionism was a form of racial discrimination' and heated criticism flew back and forth. America, which had been against raising the Middle East question, withdrew its National Representative from the conference and limited participation to the office level. Subsequently America, receiving harsh criticism for its stance, abandoned the conference together with Israel and returned home. In this conference of 170 countries and 15,000 participants from NGOs, the raising of the issues of racial discrimination, slavery and colonialism as the negative inheritance of the modern age was a fitting and epoch making moment which raises the curtain on the new stage of the 21 st century, a new century the keynote of which is living together. This event is also linked in spirit to that of the Women's International War Criminals Tribunal which was held in Tokyo in December, 2000.

Yet, as was only to be expected, when the debate turned to colonial rule and slavery in the past, the Western side (European countries) clashed with the African and Caribbean countries head on, and the sphere of discussions broadened as the

debate grew hotter and more diverse (based on the report of Mr. Akira Maeda who participated in the conference as a member of an NGO).

One cannot help but think that the occurrence of this world shaking event subsequent to the Womens' International War Criminals Tribunal in 2000, even as I am writing this article, considered as the major occurrence of the first year of the 21 st century, will raise new questions regarding the feminist viewpoint. By this I mean to say that despite carrying out the epoch making Tribunal in the year 2000 which judged war criminals from the point of view of women, almost immediately in the following year we have seen an event, the terrorist attack of 11 th September, which threatens to reverse all that has been achieved. This event is a challenge to feminists and asks us the question, 'Is it all right to standby and allow this to happen?'. Now I would like to talk about the road to Durban' and the 'road from Durban'. In doing so I aim to reaffirm the spirit of Professor Christine Chinkin of London University, Judge of the Tribunal, 'The First Civil Tribunal to seek Gender Justice', and thereby renew our resolve to fight against the hegemonism of the State.

Keyword : accountability, gender justice, civil tribunal.

はじめに

2001年9月11日のクラッシュがあって以降、果たして世界が変わったのだろうか。10月8日のアメリカの報復爆撃開始以降見えてきたのは、世界のメディアから忘れ去られてきた「アフガニスタン難民」の危機に瀕した実態であり、そのことにあまりにも無関心だった自らの不明にこそ、わたしたちはいっそうの深刻な衝撃を受けたのである。すでに一年も前から、パレスチナ難民の絶望的な自爆テロ事件が相次ぎ、イスラエル軍との間で繰り返される衝突は悪化の一途を辿っていたにも拘わらず、そして、国連でそうした事態がアラブ諸国から問題提起されていたにも拘わらず、イスラエルに加担するアメリカは、それに取り合おうとはしなかった。そうした事態を、少なくともわたしは、気になりつつもただ傍観者として（注視者としてではなく）見ていたに過ぎない。

19世紀の負の遺産ともいうべき植民地主義、そして90年代に入ってソ連の崩壊後もはや歯止めがなくなったアメリカ帝国主義——マネー資本主義のグローバリゼーション——の実態が、このテロによって仮借ないまでに暴き出された。そのような手段によってしか振り向くことがなかったわたしたちもまた、このグローバリゼーションの責任の一端を負うことを余儀なくされようとしている。わたしたちは、テロによって犠牲になった6千人もの人々の無念に思いを馳せつつ、メディアが取り上げることのない世界の各地でテロの犠牲になって命を落とし、またこの瞬間にも日々の生活を脅かされている人々に思いを馳せつつ、この事態に向きあって行かねばならないだろう。

今回の9月11日のクラッシュは、アパルトヘイトを克服し、その後の困難な事態に前向きに取り組んでいる南アフリカ共和国のダーバンで8月31日から9月8日まで開催された、国連主催の「ダーバン2001（人種主義・人種差別・外国人嫌悪・不寛容に反対する世界会議）」（The World Conference against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance）と決して無関係ではないとわたしは考える。この会議において初めて、人種差別、奴隷制、植民地主義が、近代の負の遺産として論題にあげられた。また世界中のありとあらゆる差別問題が提起され、会議は紛糾したという。当初9月7日までの予定だったのが共同宣言に盛り込む内容で意見が合わず、1日延ばされたという。

連日休みなく討論が続き、その中でやはり焦点となったのが、中東問題と過去の補償問題だった。「シオニズムは人種差別である」とするアラブ諸国の主張にイスラエルが反発し、激しい非難の応酬が展開された。中東問題を取り上げられることを嫌ったアメリカは、国務長官が参加を取りやめ、事務レベルの参加にとどまったのだったが、厳しいアメリカ批判を受けて、イスラエルとともに会議を放棄して帰国してしまったのである¹⁾。

世界の170カ国の政府と1万5千人のNGOが参加したこの会議において、人種差別、奴隷制、

植民地主義が、近代の負の遺産として論題にあげられたのは、新しい共生の21世紀の幕開けにふさわしい画期的なことであった。それはまた、世界の人々に東京から発信し、それに感動と共感のエールが返されてきた2000年12月の「女性国際戦犯法廷」の精神に繋がるものであったとわたしは確信する。だが、それだけに、当初予想されたとおり、植民地支配と奴隷制の過去をめぐって、なおきちんと過去に向き合おうとしない西側（旧宗主国）と、アフリカやカリブ諸国が正面から激突し、激しい攻防が繰り広げられることになったのである。

「戦争と性暴力——ジェンダーの視点から歴史的責任を問い直す」の後編を書こうとする今、この出来事が、2000年「法廷」（「女性国際戦犯法廷」）の後に起され、それも21世紀最初の年の出来事であることに、改めて「あるべきフェミニストの視点」が受けた挑戦として、このことに向きあっていかなければならないことを思わずにはいられない。「はじめてのジェンダー正義を求める民衆法廷」（「法廷」判事クリスチーナ・チンキンロンドン大教授）であったこの「法廷」の精神を、今一度確認し、諦めることなく、国民国家の覇権主義と闘っていかなければならないことの覚悟を新たにしつつ、「ダーバンへの道」と「ダーバンからの道」について、述べていきたいと思う。

女性国際戦犯法廷

2000年12月8日から12日にかけて、東京の九段会館で開廷された「女性国際戦犯法廷」（“Women’s International War Crimes Tribunal”）（以後「法廷」）は、旧日本軍によって性奴隷とされてきた人々に国家が責任を取らないために、民衆が裁く権利と責任があるとして開いた「民衆法廷」であり、「戦争と暴力の支配した20世紀」を断罪するにふさわしい画期的な世紀の一大イベントとして、世界に発信された。「法廷」で、慰安婦問題の責任は天皇にもあるとする「天皇ヒロヒト有罪」の判決が下され、これを聴いた被害者たちが傍聴していた支援者たちと感動の涙を共にした光景は、世界のマスメディアを通じて配信されて、人々に新しい時代の幕開けを予感させた。それは、加害国の女性が自らの責任を自覚し、被害国の女性たちと一緒に、責任追及を行うという画期的な運動の成果であり、この日本においてのみならず、世界においても初めての、画期的な判決であった。

すでにこの論文の（上）²⁾において、この「法廷」がどのような経緯において立ち上げられ、準備されたかについて述べているが、ここでは、さらに詳しく「法廷」の意義と判決内容について述べていこうと思う。

「国際社会は、戦争犯罪や人道への罪など重大な人権侵害については、真相究明と補償と処罰の三つを必要としている³⁾」

『裁かれた戦時性暴力』（VAWW-NET ジャパン編 白澤社刊 2001年）のなかで、松井やよりは、このように述べる。そして、「法廷」を開く原点となったのは、97年に無念を晴らすことなく亡くなった韓国の元「慰安婦」——姜徳景さんが、病床にありながら正義を求めて描き残した「責任者を処罰せよ」という一枚の強烈な絵であったことを明らかにしている。この法廷を開くことを提唱した松井が述べるこのことが、何よりも「法廷」の性格を明らかにしているが、これは「個人的なことは政治的である」というフェミニズムの原点を象徴的に物語っている。この「法廷」は、これまで歴史の闇に封じ込められ、二重三重の抑圧のなかで沈黙を強いられてきた人々の視点から問い糾される「はじめてのジェンダー正義を求める民衆法廷」であった。

この「法廷」はまた、決して単なる模擬裁判ではなく、また被害者が加害者を糾弾するような復讐裁判でも、まして右翼が非難するような反日人民裁判でもなかった。「被害者が裁きを求めているのに国家が裁かないなら、民衆が裁く権利と責任があるとして開いた民衆法廷⁴⁾」であった。松井はこのことについて、さらに次のように説明している。

国際法は従来、国家と国家の取り決めとされていたが、二十世紀末になって、国際法を制定させ実行させるのは民衆の力であり、市民社会の役割であるという国際法の市民化の流れが急速に高まった。たとえば、地雷禁止条約を締結させたのも国際市民社会によるキャンペーンの成果だった。旧ユーゴ国際戦犯法廷の現役の法律顧問が「法廷」の首席検事を引き受けたのも、同国際法廷が市民のイニシアティブを評価したからだった。そこまで、市民の力が認知される国際的潮流を追い風に、民衆法廷としての「女性国際戦犯法廷」を開くことが出来たのである⁵⁾。

松井は続けて、次のようにその時代的背景を説明する。

さらに、国際法をジェンダーの視点で全面的に見直す動きが国際女性運動の力で世界に広がったことも有利であった。旧来の国際法の考えでは、戦場のレイプなど、戦時性暴力は被害女性に対する人権侵害とは考えられず、その女性が属する交戦相手の集団一家族や部族や民族など一の名譽を損なうものと考えられてきた。従って、敵方から性的な被害を受けた女性はその家族などの恥とされて、極端な場合は父親に殺されることさえあった。しかし、90年代に入って、アジアで元「慰安婦」たちが名乗り出るようになり、旧ユーゴでは強かんが多発して国際社会に衝撃を与え、両者が結びついて、戦時性暴力を、女性に対する暴力、女性の人権侵害と（して）厳しく追及するようになった。国際刑事裁判所設立の動きの中でも、（これを）女性に対する戦争犯罪を裁ける裁判所にしようと、世界の女性たちがキャンペーンした。だからこそ、アジアで半世紀前に起こった日本軍性奴隷制を裁くこの「法廷」を、欧米など世界の女性たちも積極的に支持したのである⁶⁾。（括弧内は引用者の補足）

この「法廷」が、かくも国際的な注目を集め、歴史的な意味をもった理由の一つに、文句なしに世界的に尊敬される判事と首席検事が得られたことを挙げなければならない。この「法廷」の構成メンバーは以下のとおりであった。

首席判事は、旧ユーゴ法廷のガブリエル・カーク・マクドナルド (Gabrielle Kirk McDonald) 前所長、判事として、クリスチーナ・チンキン (Christine Chinkin)、ロンドン大学教授 (国際法)、カルメン・マリア・アルヒバイ (Carmen Maria Argibay)、アルゼンチン判事 (最近旧ユーゴ国際戦犯法廷裁判官に選出された)、ウイリー・ムトゥンガ (Willy Mutunga)、ケニア大学教授 (国連人権委員会委員長) の3人で、いずれもが精魂込めて、後述するような歴史に残る判決文を書いた。

次に、首席検事は二人で、個人の刑事責任を担当したパトリシア・ビサー・セラーズ (Patricia Visser Sellers) は、旧ユーゴ・ルワンダ両法廷の現職の性犯罪担当法律顧問である。「私の祖先は奴隷だったので、性奴隷制はわたしの問題です」と語った彼女の言葉は、法廷で証言するために来日した被害者を勇気づけ、また多くの傍聴者に深い感銘をあたえた。もう一人の国家責任担当検事のウステイニア・ドルゴポル (Tina Dolgopol) はオーストラリア人の国際法学者で、国際法律家委員会のスタッフ時代に「慰安婦」問題についての勧告をまとめた中心人物であった。

その他、各国検事団も、現役の法律専門家や歴史家がチームを作って、まず「法廷」の性格や規則を決める憲章の作成に力をあわせ、次いでおのおのの国で、被害者たちの証言を集め、原告を選び、所属部隊などを辿って行って、責任者を特定して被告を決め、それを裏づける膨大な証拠集めを行った。そして、一堂に介した人数としては過去最大の、64名もの被害女性たちの弁護に当たったのである。そうした過程において、韓国と北朝鮮の被害者がお互いに交流を深めて、合同の起訴状作成にこぎつけた。また日本の検事団が、なお名乗り出ることが出来ない状況に置かれている日本人「慰安婦」について取り上げたこと、またこれら各国の検事団の調査に、日本人スタッフが全面的な協力を惜しまなかったことを、是非とも挙げておかねばならない。

日本政府に対しては「法廷」参加の要請が行われたにもかかわらず出廷しなかったため、アミカスキュリーとして法律に詳しい日本人弁護士が国側の意見陳述を行った。

「法廷」は2000年12月12日に判決(「認定の概要」)を行った後、一旦休廷し、当初の2001年3月8日の最終判決の日程が何度か延期された後、ようやく2001年12月4日に、国際司法のメッカとも言うオランダのハーグで、日本と被害国11カ国から被害女性10人を含む検事団や支援団体の代表70余名が参加して再開廷された。4人の判事が判決要旨(32ページ)をかかわるがわる朗読したあと、日本軍性奴隷制について昭和天皇と9人(安藤利吉、畑俊六、板垣征四郎、小林躰造、松井石根、寺内寿一、東条英機、梅津美治郎、山下奉文)の責任者を有罪とし、国家の責任を認定した245ページ、1066パラグラフの分厚い判決文が、判事たちから被害女性一人一人に手渡されて閉廷した。判決の構成は、別表のとおりである⁷⁾。

「女性国際戦犯法廷」最終判決 2001年12月4日ハーグ

昨年12月8-12日東京で開かれた日本軍性奴隷制を裁く「女性国際戦犯法廷」では、首席検事が起訴した10人の被告のうち昭和天皇のみの個人の刑事責任有罪判決と、国家責任について予備的判決を下した。ほぼ1年後に、ハーグで「法廷」が再び開廷されて、軍部・政府指導者9人もあわせて10人の被告全員の有罪判決と国家責任について最終判決が下され、「法廷」は正式に閉廷した。

《判決(245ページ 1066パラグラフ)の構成》

検事およびアジア太平洋の人々 対 昭和天皇と9人の指導者および日本政府

首席判事 ガブリエル・カーク・マクドナルド(米国、前旧ユーゴ国際戦犯法廷所長)
判事 カルメン・マリア・アルヒバイ(アルゼンチン、現旧ユーゴ法廷判事)
判事 クリスチン・チンキン(英国、ロンドン大学教授)
判事 ウィリー・ムトゥンガ(ケニア、人権委員会委員長)

- 第一部 序文と審理の背景
沈黙の歴史をやぶって、「法廷」の国際実行委員会、憲章、共通起訴状、証拠の基準、被告(10人)、日本政府への招請状と弁護権、審理、被告および日本政府の主張、「法廷」の法的・道義的基礎、東京裁判の継続としての「法廷」、アムネ스티適用不可能性
- 第二部 事実認定
受理した証拠、被害者の証言、文書証拠、日本政府の宣言、アジア太平洋地域への日本の軍事侵略、「慰安婦」制度の展開と運営、日本軍性奴隷制の特色、マバニクにおけるレイプ、継続する被害、性奴隷制の影響についての専門家証言、賠償要求
- 第三部 適用可能な法
予備的法律問題(罪刑法定主義、適正法手続き、時効、一事不再理、国家元首無答責)、起訴された犯罪:人道への罪としてのレイプと性奴隷制
- 第四部 個人の刑事責任
関連条文
- 第五部 法的認定と判決
公訴事実と提出された証拠のまとめ、訴因1と2レイプと性奴隷制、訴因3マバニクにおけるレイプ、判決
- 第六部 国家責任
予備的法律問題、国家責任の要素(植民地、占領地の地位)、台湾の地位、朝鮮の地位、日本の当初の条約・国際慣習法違反行為、日本国家の国際不法行為、国家責任の継続的義務と違反、国家・軍国主義・ジェンダー、国家責任についての弁護、平和条約、結論
- 第七部 賠償
1. 満足 継続する違反の中止、事実承認と真相公開、遺骨回収と埋葬、被害者の名誉回復の公式宣言または法的決定、謝罪と責任認定、違反者への法的行政的制裁、犠牲者の追悼
2. 公式かつ完全な謝罪と事実を認めること
3. 記憶の保存
4. ジェンダー・トレーニング、エンパワメント、平等
5. 法的救済
6. 原状回復
7. 損害賠償
8. リハビリテーション(被害回復)
9. 勧告 日本政府へ12項目、旧連合国へ3項目、国連・各国政府へ2項目
- 第八部 結論

ハーグ最終判決

判決は、1) 個人の刑事責任、2) 国家責任、に分けられる。1) についてはレイプと性奴隷制(人道への罪)で、昭和天皇裕仁、安藤利吉、畑俊六、板垣征四郎、小林躰造、松井石根、寺内寿一、東条英機、梅津美治郎のそれぞれが命令責任と実行責任で有罪とされ、マパニケ村レイプ(人道への罪)では、昭和天皇裕仁は命令責任で有罪、山下奉文は命令責任と実行責任で有罪とされた。2) については、日本政府に対して、日本軍性奴隷制の損害およびそれに対する戦後から今日までの継続的責務不履行の責任が問われた。

判決文は、先ず「女性国際戦犯法廷」が何故開廷されなければならなかったかについて、国家一日本及び旧連合国一が、日本軍性奴隷制を裁くという義務を果たさなかったことを述べて、そのためにこれはグローバル市民社会が開いた民衆法廷であり、東京裁判の継続であるということの確認を行っている。次いで日本政府がこれまで主張してきた性奴隷制についての言い分に対して反論を行い、その上で、被害者証言や証拠に基づく事実認定を行って、「慰安婦」制度の実態を各国別に説明したあと、いかに女性に対して残酷な性暴力であったか、徴集から敗戦時の遺棄までを、具体的かつ詳細に述べている。

次いで、どのような法律を適用するかに移り、この「法廷」が民衆法廷であるがゆえの適正法手続きの不十分さについての見解を述べた上で、レイプと性奴隷制がハーグ条約や奴隷条約など各種条約違反の人道への罪であることを論じている。その上で、個人の刑事責任について、部下の違法行為について知っていたか、また知るべき立場にあったのに必要な措置をとらなかった指揮命令責任の原則を論じ、それに基づいて、レイプと性奴隷制に対して昭和天皇と東条ら8人の被告に有罪、マパニケ村のレイプに対して昭和天皇と山下奉文に有罪(ただし天皇は実行責任については証拠不十分としている)の判決を下した。

続いて国家責任については、戦争当時、日本軍性奴隷制が、奴隷条約、ハーグ条約、ILO 強制労働条約、人身売買禁止条約などの諸条約に対する違反行為であり、戦後はその違反行為に対して賠償や訴追の義務があるにもかかわらず、今日まで日本政府がその義務を果たしてこなかった戦後責任も含めて賠償責任を認定した。その賠償内容は、事実承認と真相の公開、遺骨回収と埋葬、被害者の名誉回復公式宣言、謝罪と責任認定、違反者への法的行政的制裁、犠牲者の追悼、記憶の保存、公式かつ完全な謝罪、法的救済、原状回復、損害賠償、リハビリテーション、ジェンダートレーニングとエンパワメントというように、具体的に述べられている。

さらに、17項目の勧告がついている。先ず日本政府に対して、賠償や謝罪のほか、資料の永久保存と一般公開、記念館・博物館・図書館の設立、教科書への記述、性奴隷制とジェンダー関係についての教育、希望すれば祖国への帰還を認めること、および責任者への処罰を行うことなどを含む12項目が挙げられている。次いで、旧連合国に対して、東京裁判での「慰安婦」制度

と天皇不起訴の理由と記録の公開、そして55年間の「慰安婦」犯罪捜査と訴追をしなかった事実を認めることの3項目、国連と加盟国に対しては、日本政府に被害者への賠償をさせるようあらゆる方策を行い、また日本政府の不法行為について国際司法裁判所に助言を求めるようにという2項目である。

結論部分では、「法廷」の道義的影響力で、日本政府が責任をまっとうするように求め、また被害者の勇気が女性に対する暴力不処罰を断ち切る基礎を築いたことを高く称賛して、最後のパラグラフで、裁判官たちの被害女性への深い思いを、次のように表現している。

結びに、私たち判事はこの判決を通し、日本軍性奴隷制の全ての被害女性たちに敬意を表したい。そして、人生を再構築し、私たちの前で証言されたサバイバーの方々の強靱な精神と威厳を称えたい。サバイバーに対して犯されたこの犯罪は、未だに救済されていない第二次世界大戦中の不正義のうちの最大のものの一つとして残っている。日本軍性奴隷制の被害者には、博物館もなく、無名の「慰安婦」に墓碑もなく、未来の世代への教育もなく、そして裁きの日もなかった。正義を求めて闘うために名乗り出た女性たちの多くは、称えられることもない英雄として亡くなった。歴史の頁に名前を刻まれるのは、犯罪を犯した加害男性たちであり、それに苦しめられた被害女性たちではない。この判決には、表舞台に出て自らの経験を語り、それによって、少なくとも4日間は、悪を断頭台に送り、真実を王座に据えたサバイバーたちの名前が記されているのである⁸⁾。(強調引用者)

20世紀最後の12月に開廷され、8月31日から9月8日まで開催されたダーバン会議の後に起された9・11、10・8を経て、ほぼ一年後の21世紀最初の年の12月に、このような最終判決文が書かれたことは、後世に希望の灯りとなることだろう。アーレントが言っているこれまでの人々が「暗い時代」に受け継いできた「かき消されそうだった光」を、ゆるぎないものとして残すことができたことは間違いないとわたしは確信する。

「女性国際戦犯法廷」で裁かれたもの —— 証言が暴く歴史の虚構

ところで、90年代に旧ソビエト連邦が解体した後、それまで冷戦の構図の中で凍結され、隠蔽されてきたさまざまな機密事項が公的に日の目を見るようになって、世界のいたるところで、それまでの公的な歴史の虚構 —— フィクション —— が綻びを見せ始めるようになった。長く沈黙を強いられ、人権侵害を受けてきた人々が、口々に声を挙げはじめたのである。元「慰安婦」の名乗り出は、まさにこのような時代にあって、民族差別、性差別、階層差別の二重、三重の抑圧のなかから、「あるべき市民社会の公的空間の正義」を問いかける声であった。

NGOのVAWW-NET Japanが制作編集した「法廷」の記録ビデオ「沈黙の歴史を破って」

の中で、被害女性たちが口々に語るそのことばには、人間のこころを打つ真実がある。シカゴ大学のノーマ・フィールド (Norma Field) は「法廷」を傍聴して、「問題は、みずからの性を、「証言」することによって、人間にとって大切な、不思議ななにかが摩滅せざるをえない……。そして、その証言を聞く者にもこの作用は及ぶのだ⁹⁾」、しかし「一義的な当事者でなくても、証言する生存者の苦しみを目撃し、悲しみを共有するのは市民として、人間として、ごく当然のことなのだ¹⁰⁾」と述べている。

同じことを、哲学者の高橋哲哉は、かつてクロード・ランズマン監督の『ショーア』について語っているなかで、ただ一度だけのこと、つまり出来事のシンギュラリティ (singularity) は基本的に言語や概念の一般性と相容れない原理的に解決できない問題だとして、次のように述べている。

一回限りの経験を誰かに伝えようとする、どうしても言語、あるいは何らかのコミュニケーション手段に訴えざるをえませんが、言語やコミュニケーション手段は、本質的には一般性をエレメントにしているわけですから、何かは必然的に失われてしまうのです。そうした記憶の忘却、いわばサクリファイス (犠牲) を認めながらも、なおも語ろうとするのは、そうしなければ、経験の共有や伝達が不可能だからでしょう。不可避の忘却を超えて、得られる経験の共有を求めるからこそ、語りたい、表現したいという欲求が生まれるのです。逆に、もし一言でも語り始めたら自分の経験を裏切るというのなら、それは、全くの沈黙を選ぶよりほかありません。自分の一回限りの特権的な経験に固執するなら、いっさいの表現を拒否するしかない。その場合、その経験は完全に自閉してしまうことになるわけです。……

苦しくて、本当は忘れてしまいたいことなのに証言をするというのは、聞いてくれる他者がいるからでしょう。他者に希望を託しているわけです。証言行為そのものが、他者を信頼するギリギリの行為かもしれないとすると、その中には他者の否定とは相反するベクトルがあるとと言えるかもしれません。それを受け取った者たちが、死者の希望に形を与えていく¹¹⁾。

証言に耳を傾け、歴史の虚構を暴いて、「あるべき市民社会の公的空間の正義」を実現していくためには、人々は「国民」から、「市民」にならなければならない。

「ロシア 小さき人々の記録」——スベトラナ・アレクシェービッチの視点

1948年生れでベラルーシ共和国ミンスク在住のジャーナリスト、スベトラナ・アレクシェービッチ (Svetlana Alexievitch) は、「小さき人々」のすぐ傍らにいて、「語ることのできない人々」のつぶやきを書き記している。これまでに彼女は、そのようにして、著作「戦争は女の顔をしていない」(1985)、「最後の生き証人」(1985)、「アフガン帰還兵の証言」(1989) (邦

訳 日本経済新聞社), 「死に魅せられた人びと」(1993), 「チェルノブイリの祈り」(1997)(邦訳 岩波書店)を著してきた¹²⁾。

彼女は次のように言う。

—— 悪魔がいるなら、その姿を鏡に映し出してやらねばなりません。

自分は誰にも見えていないなどと思わせないように……。——

(2夜連続対話「破滅の20世紀 — スベトラーナ・アレクシェービッチと徐 京植」)

(NHK ETV 2000, 2000年9月4-5日放映より)

「小さき人々」とは、公的な歴史に登場しない人々のこと、理想実現のかけで押しつぶされた人びとであると彼女は言う。そして彼らを翻弄した責任を負うべき当の主体—ソヴィエト連邦共和国は消滅してしまったことを、残酷なまでにこれらの人々の背後に浮かび上がらせる。彼等の経験したことは、決して過去のことではない。今の時代のことであり、未来のわれわれのことなのだとは彼女は明言している。

アレクシェービッチもまた、公的な歴史が語ってきたこととは何か、歴史の真実とは何かを鋭く問うている。そして、ロシアの人々が、「われわれ」ではなく、「わたしは」と語り始めたことに、彼女は人々が国民から市民へとかわり始めている兆しを予感し、そこに一筋の希望を見出している。彼女のこの視点もまた、「あるべきフェミニズムの視点」として、わたしはここに記しておきたいと思う。

今日の日本の状況

ところで、「共存・共生の21世紀」に向けて東京から世界に発信されたメッセージの重要性について詳述してきたが、この「法廷」の放映内容が、日本のメディアで意図的に無視されて、憲法で保障されている国民の知る権利を侵害されたばかりか、番組内容が、外部からの政治的圧力で改ざんされるという事態がおこったのである¹³⁾。

2001年1月30日に「ETV 2001 シリーズ 戦争をどう裁くか」特集の第2回「問われる戦時性暴力」が、右翼や政治権力の介入によって、スタジオ収録時とは全く違った大幅な修正が加えられて、しかもこの日のメインである判決内容に一言も触れることなく、また取材に協力し長時間のインタビューに応えた尹貞玉韓国挺対協共同代表(当時)、VAWW-NET-Japan代表の松井やよりや西野瑠美子の紹介をすることもなく、不自然な編集で通常より4分以上も短い番組に歪曲されてしまった。出演したカリフォルニア大学の米山リサがこのことを問題にして、彼女が中心になって世界の女性たちに抗議活動呼びかけ、海外で大きな反響を呼んだ。VAWW-NET-Japan代表の松井やよりは、この後7月に、NHK側を相手に訴訟を起している。だが、

相変わらず、メディアの黙殺が続く。改めてこの国の公共とはなにか、国民は事実を知る権利を奪われて黙っているのだろうか、と、問わざるをえない。ロシアの人々が「わたしは」と語りはじめている今、この国ではなお「お上意識」が国民の権利意識と責任をカムフラージュしている。ことは深刻である。

今回のこの「法廷」について、NHKの教育テレビのETV特集側は、早くから放映に向けて企画をあたためてきた。実際、1月29日から4夜連続の特別番組が生まれ、4夜連続のコメンテーターとして、『ショーア』や『スペシャリスト』などの紹介や解説をはじめ、戦争責任問題の発言で定評のある高橋哲哉があたっていた。この番組の企画そのものは、もしその改ざんがなければ、全体として良心的につくられたものであったし、世界に向けてNHKが公共放送としての面目を明らかにしたものであった。だが、「ヒロヒト有罪」を放映することができなかったという厳とした事実を前にして、改めてこの国が決して真の民主主義の国ではないことを、皮肉にも世界に知らしめることになったのである。この「ヒロヒト有罪」の判決結果について米山がコメントするところが当初台本にあったにも関わらず、直前にカットされてしまったという。(彼女自身が載せたVAWW-NETのメール、週間金曜日(357号)ほか註13参照)また、右翼による妨害があり、最終的には、政府関係者の干渉で、現場に圧力が加かったという内部告発がある¹⁴⁾。

他方4月早々、「新しい歴史教科書をつくる会」主導で作られた自国中心の歴史教科書が文部省の検定を通ったという事実が大きく報道された。また「慰安婦」問題が載せられた教科書が減ったことも、同じ紙面の片隅に載せられていた。この直前の3月末には、関釜裁判の上告審で、広島高裁が一審の一部勝訴の判決をも取り消してしまい、また葉害エイズ裁判では、その輸入非加熱血液製剤の危険性予知に関して重大な刑事責任が問われ、禁固3年が求刑されていた安部英被告に、東京地裁が無罪を言い渡した。ハンセン病患者の裁判では原告勝訴が確定したものの、水俣病患者の訴訟、韓国人被爆者の理不尽な扱いをめぐる訴訟で相次いで原告勝訴の判決が出されても、なお国は上告し、この国の司法が、特に国の責任が問われる裁判で、原告に門前払いも同然の扱いをすることを、今回も改めて思い知らされた。その体質が、戦前のそれを彷彿とさせるものであり、近年このようなことが民主主義を標榜するこの国で頻発しているのである。一体これを許してきたのは誰なのか。

先述したとおり、90年代になって、旧ソ連が解体し、それまでの冷戦構造が崩壊して、国際的な枠組みが大きく変容した。そうした中で、戦後アメリカの覇権のもとに組み込まれて、これまで天皇の戦争責任を始めとする日本の加害責任を、道義的に一切自らに問うことなく高度経済成長を遂げてきた日本国家の実態が、元「慰安婦」であった金学順さんらが自ら名乗りをあげ、「若者に真実を知ってもらいたい」と東京地裁に提訴に来日したことでその事実が内外に明らかにされたのである。アジアの国々では自明であったこのような加害責任の事実を全く知らず、無

知のままできたのは、実際、学校教育のなかでもこうしたことを一切教えられないできた戦後時代の日本人だけであった。このことに、わたしは大きな衝撃を受けた。

これまでも教科書問題を通して、アジアの諸国からクレームが付き、外交問題に発展したケースがあり、問題発言をした大臣が更迭されるという事件がいくつもあった。これらの発言が問題化されるときに、当時のメディアには、少なくともその発言に節度のある批判的な態度を表明する気骨のある世代が健在だった。

だが、曖昧な「中立」のセルフコントロールをするようになったのは、90年代以降である。特に「慰安婦」問題がアジアの各地に飛火して、提訴が相次ぐ中で、国連人権委員会がこの問題を取り上げ、特別調査を行うようになったころから、政府側の対応はひどくなり、なりふり構わぬやり方で、委員を出している国に経済力にものをいさせた露骨な圧力をかけて、追及の矛先をかわそうとするようになった。他方国内では、ソ連崩壊後に右傾化した左翼くずれが、危機意識をもった右よりの知識人たちといっしょになって、日本国家の防衛を率先して言い出すようになったのである。

ナショナリズムの台頭は、ようやく「慰安婦」問題を教科書に載せることが約束された段階で、雪崩を打ったようにそれを阻止する行動に国民を結集しようとし、国際世論の批判の聲が高まるほどに、より一層の右傾化を進めるといふ悪循環を導くことになってしまったのである。その背景には、これまでの政府が、自らの基本方針としてそれらをやってきたのではなく、常に外圧によって「させられた。仕方がなかった」というポーズを暗にとってきたがために、政府に対する不信感が、そのままアメリカや中国、その他のアジアの国々への反発につながり、他方ますます内向きに、神格化した、ゆるぎないものを求める風潮を煽ることになったことがある。戦死者を英霊として祭り、「国旗・国歌法」で日の丸・君が代を強要していくことで、天皇制をより強固なものとしていき、家父長的、権威主義的な国家体制の存続を遂行していこうとしている。象徴天皇制の中でカムフラージュされてきた「国体護持」が、ここに来て剥き出しになり、保守的な政治家や右よりの御用学者が、もはやそれを誰はばかることなく公然と口にしていこうようになった。

この国で皇太子妃の出産をめぐって行われたメディアの「自粛」はお見事！ というほかない。折からの「個人情報保護法」が、情報の「治安維持法」だとして問題視されていた中で、巧みに皇室の慶事を利用して大衆に迎合し、秩序維持を行うやり方で、結果的に「自粛」ムードを引き起こしたのではなからうか。このことを多くの「国民」が手放しで歓迎するところに、アジアの人々がいつそう苛立ち、なおわだかまる不信感が増幅される。

そうした中で朝日新聞が「女帝」は男女平等の未来を開くか」と題して、加納実紀代の天皇制再考を促す主張を載せた（2001年12月28日夕刊）ことがわずかに救いになった。これを打ち上げ花火で終らせるのか否かが問われている。ここから議論を始めていかねばならない。

一刻も早くそれをしなければ、未来世代により大きなツケを残すことになるだろう。

これからのわれわれの課題 —— ジェンダーの視点

ジェンダーの視点—フェミニズムの視点について、北川東子は「フェミニズムには、穏当な解説にははまりきれない衝撃がある。その衝撃は、フェミニズムが優れて女性たちの被害と苦悩の思想であるところから来ている。フェミニズムは、現実に体験され、現実に苦悩のもととなっている女性差別とその被害についての思想である。身体の問題であれば、女性たちの身体に加えられる物理的かつ精神的な暴力を批判し、そうした暴力を制度的に支えているものは何であるかを問う」と述べる。

私たちはあまりに視覚的な構造に支配され、視覚性にふりまわされてきたのではないかとそして、身体の視覚的構造化がさらに進むことで、特定の抑圧構造がますます強化されていくのではないかと。フェミニスト身体論が身体への暴力問題にかかわり、その「なまの被害」の記憶であろうとするのであれば、身体に加えられるもっとも悲惨な暴力である戦争という問題を避けて通るわけにいかない¹⁵⁾。

北川がいみじくも指摘しているように、私はこの「女性国際戦犯法廷」で明らかにされた、フェミニズムの視点からすれば至極「当たり前」の判決を、「当たり前」に受け入れていく市民意識が、今、早急に求められていると考える。体制側が危機意識をもって、「数あわせの民主主義」を頼んで、憲法の改悪を射程に入れた法整備を進めていることに、すぐにもストップをかけなければならない。行動を起こさなければならないのではないだろうか。この「法廷」を、加害国の女性を中心に、被害国や、今なお戦時性暴力で苦しんでいる女性たちにも呼びかけて開廷出来たことを、日本の女性たちに、とりわけ若い世代に伝えたいと思う。人間としてもっとも大事なことを、自分たちの力でもってやれたことを知ってもらいたいと思う。

ブッシュの「報復戦争」にいち早く支持を表明し、自衛隊法を改定してしまった小泉内閣がなお70パーセントの高い支持率を示している。メディアが共犯者として演出したこの小泉ブームのシナリオを、どこまで冷めた市民の目で見ることができるか、今わたしたちは、戦後最大の岐路に立っている。

「慰安婦問題」から「アフガニスタン難民」へ——証言を聴く力、イメージする力の回復が必要である。メディアの与える情報を、どのように受けとめ、そこからどのような判断をしていくことができるか—最も大事な判断基準が何か、今問われているのである。

註

- 1) (NGOのメンバーとして会議に参加した前田朗氏のレポート『世界』2001年11月号所収、VAWW-NETニュース、国連HP参照)
- 2) 「追手門学院大学人間学部紀要第12号所収、ハンナ・アーレントの政治哲学(8)——戦争と性暴力

——ジェンダーの視点から歴史的責任を問い直す(上)。なおVAWW-NEJ Japanのホームページに詳しい説明がある。

- 3) 『裁かれた戦時性暴力』まえがき p. 2 (VAWW-NET ジャパン編 白澤社刊 2001年)
- 4) 同上
- 5) 同上 pp. 2-3
- 6) 同上 p. 3
- 7) (別表 VAWW-NET Japan ニュース 12月号「女性国際戦犯法廷」ハグ最終判決 報告特集号より) なお、校正段階で、入手できた最新資料を挿入した。
- 8) (日本軍性奴隷制を裁く「女性国際戦犯法廷」ハグ判決概要より VAWW-NET Japan 作成)
- 9) 『裁かれた戦時性暴力』pp. 18-19
- 10) 同上 p. 20
- 11) 「不在の木霊を聴く」『談』1998年春号所収
- 12) 「ロシア 小さき人々の記録」(NHK スペシャル 2000年11月4日 放映番組より)
- 13) これらに関しては『裁かれた戦時性暴力』吉見俊哉 第12章「法廷」とナショナル・メディアの沈黙 西野瑠美子 第14章「法廷」をめぐるNHK番組改変を問う、北原恵 同 第15章沈黙を強いられたのは誰か——NHK番組改変問題・テレビ映像における捏造 に詳しく経緯が述べられている。
- 14) 上記の番組改竄問題をめぐって松井やよりとVAWW-NET ジャパンは、7月24日にNHKを相手取ってBRO(放送と人権等権利に関する委員会機構)への申し立てを〈国際実行委員会として〉東京地裁へ提訴した。現在東京地裁で第2回まで公判が行われている。
- 15) 「自分の身体(からだ)というテーマーフェミニズムと身体文化論」『ジェンダー化する哲学』所収 p. 50-51

補足: VAWW-NET Japan (Violence Against Women in War Network, Japan) は、アジア女性資料センター代表をしている松井やよりたちが中心になって、97年11月に東京で国際会議を開催、その後その主催団体をコアに作られたNGOである。松井は民間女性たちのイニシアティブで「法廷」を開くことを98年にソウルで開催された第5回東アジア連帯会議で提案、韓国など被害国6カ国がそれに賛同し、世界各国で武力紛争下の女性への暴力の問題に取り組んでいる人権活動家の女性たちもこれを支持して、開廷にこぎつけた。この「法廷」の目的の一つは日本軍性奴隷制が女性に対する戦争犯罪であることを明らかにして、その責任者の刑事責任を問い、被害女性の正義回復の訴えに応えることと、もう一つは戦時性暴力不処罰の循環を断ち切って世界中でその再発を防ぐこと、換言すれば、日本の戦争責任・植民地支配責任(という課題と、)女性への暴力・女性の人権という国際社会の課題という二つの面で、加害国、被害国、第三者の女性たちが力を合わせて、正義の実現と歴史の書き直しに挑戦しようとしている。それは、戦争と女性への暴力のない21世紀を創りたいという女性たちの未来に向かっての国境を越えた共同行動である。

2001年11月30日 受理